

令和3年4月1日から

土地所有者等の同一性の判断基準を厳格化します。

令和3年2月1日

相模原市開発許可等審査基準「開発行為等の一体性の取扱い」において、土地所有者、開発者、工事施工者又は設計者の同一性の判断基準を定めましたので、お知らせいたします。

一団の土地及び一団の土地以外の土地で行う開発行為等に隣接して行う開発行為等について、それぞれの開発行為等に係る土地所有者、開発者、工事施工者又は設計者（以下、土地所有者等）のいずれかが、

- ・ 法人と法人においては、それぞれの代表者が同一である場合
- ・ 個人と法人においては、個人と法人の代表者が同一である場合

同一性があると判断し、一体の開発行為等と判断します。

例：

| 開発事業の形態 | | 備考 | | | |
|--|---|-----|---|---|---|
| <table border="1"><tr><td>先行する開発事業の区域</td><td>隣接地</td></tr><tr><td>土地所有者 A 株式会社 代表取締役 C</td><td>土地所有者 株式会社 B 代表取締役 C</td></tr></table> | 先行する開発事業の区域 | 隣接地 | 土地所有者 A 株式会社 代表取締役 C | 土地所有者 株式会社 B 代表取締役 C | この場合、土地所有者は同一であると判断し、先行する開発事業に係る所定の期間を経過する前に隣接地で開発事業を行うと、太枠で囲まれた範囲が開発事業区域となります。 |
| 先行する開発事業の区域 | 隣接地 | | | | |
| 土地所有者 A 株式会社 代表取締役 C | 土地所有者 株式会社 B 代表取締役 C | | | | |
| <table border="1"><tr><td>先行する開発事業の区域</td><td>隣接地</td></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者</td><td><ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者</td></tr></table> | 先行する開発事業の区域 | 隣接地 | <ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者 | <ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者 | 先行する開発事業に係る所定の期間を経過する前に、先行する開発事業の土地所有者等のいずれかが隣接地での開発事業に係ると、太枠で囲まれた範囲が開発事業区域となります。 |
| 先行する開発事業の区域 | 隣接地 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者 | <ul style="list-style-type: none">・ 土地所有者・ 開発者・ 工事施工者・ 設計者 | | | | |

なお、この基準は、令和3年4月1日以降の相模原市開発事業基準条例第6条の規定に基づく申請又は届出から適用します。